

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 高齢介護課

許認可等の内容		栃木市西方さくらホーム利用承認
根拠法令等及び条項		栃木市西方さくらホーム条例第6条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市西方さくらホーム条例第6条及び第7条
	参考事項	栃木市西方さくらホーム条例施行規則
	設定等年月日	平成23年 9月 2日設定 令和 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>(利用の承認)</p> <p>第6条 西方さくらホームを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(利用承認の制限)</p> <p>第7条 市長は、次のいずれかに該当するときは、西方さくらホームの利用を承認しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 営利を図る目的で利用するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 施設の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。</p>	